

東日本大震災への通信教育部の特別対応 【74・75号以降の追加案内】

津波被災や原発避難の方々をはじめ先が見えづらい状態が続いている方や健康を害されている方に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の震災にあたって、『With』74号 p. 4～10、『With』75号 p. 3～5記載以外の特別対応事項は下記のとおりです。なお、合理的な理由があると認められる場合は、下記以外にも配慮しますので、お申し出ください。

●仙台の交通・宿泊について（5.20現在）

仙台市内の交通・宿泊はほぼ通常どおりに戻っています。市バス（北山・子平町循環）、仙山線（仙台－東北福祉大前－愛子）は通常運行しています。東北新幹線は、臨時ダイヤで運行中です。宿泊は『試験・スクーリング 情報ブック2011』5部（震災の影響により変更になっている場合があります）などを参照しホテルへ直接お問合せいただくか、または「じゃらん」「楽天トラベル」などで検索してみてください。

仙台空港は現在臨時便のみの運行です。仙台空港アクセス鉄道はバス代替輸送中です（仙台空港鉄道のホームページまたは電話022-383-0150でご確認ください）。仙台空港－仙台 臨時バスも運行中です。

●緊急事態発生時のご連絡手段について

今回の震災にあたって3月のスクーリングが中止になった際、メール・お電話・郵送などさまざまな手段で中止の連絡をいたしました。連絡がとれない学生の方もおられました。中止連絡には最大限の努力をいたしますが、連絡がとれないことも考えられます。なお、通信教育部ホームページ、またはそこから閲覧可能なTwitter：<http://twitter.com/tfutsu>でも速報提供を行います（停電時は不可能）。

●仙台市内滞在中の安否確認について

仙台市内にスクーリングで宿泊中に大きな地震がきたらどうしようかと心配という方もいらっしゃると思います。宿泊先のご登録をいただければ、夜間などに大きな地震があった際に翌朝などに安否確認をさせていただくサービスを開始します（希望者のみ）。

希望者は①学籍番号、②氏名、③受講する仙台でのスクーリング科目、④宿泊ホテル・旅館名・宿泊日、⑤携帯電話番号を通信教育部スクーリング係（FAX022-233-2212 メールus@tsukyo.tfu.ac.jp または来校時事務室）まで書面でご連絡・ご登録をお願いいたします。

●家屋全壊・半壊・震災を理由とする失業の方への学費減免

手続きの詳細は、被災状況をご報告いただいた正科生で該当すると思われる方に、5月末までに送付済みです。該当すると思われるが、未着の方はお申し出ください。

東日本大震災を理由とする下記の該当者	在学生 (10月生含む)	平成23年度 4月または10月 入学予定者	提出書類
①本人（または学費負担者）が収入の用途を絶たれた場合（震災を理由とする場合）	23年度学費半額免除（10月生は22年度学費半額返金）	23年度学費半額免除	被災により失業したことを証明する書類（事業主から交付される休業票・離職票など）
②本人の家屋崩壊（全壊・半壊・流出・全焼・半焼）の場合（一部損壊を除く）	23年度学費半額免除（10月生は22年度学費半額返金）	23年度学費半額免除	り災証明書
③平成23年度休学する場合（震災を理由とする場合）	23年度 休学費免除	23年度 休学費免除	—

※全額免除は難しく、ご了承ください。なお、23年度休学者で上記学費減免対象者は24年度に半額免除を実施いたします。

※科目等履修生の方は対象になりません。

- 原発関連避難者・JR不通区間在住者への科目修了試験の在宅試験対応
- 公共交通機関不通区間の本学来校者の駐車許可について
- スクーリングの遅刻への対応
- スクーリング受講料納入期限の特例

『With』75号 p. 3～5 参照。

美術工芸館から

芹沢銈介美術工芸館は、今回の震災によって建物の一部が損壊し、開館を見合わせています。現在館内の復旧を行っており、夏以降の再開をめざしています。もうしばらくお待ちください。

再開日が決まり次第、当館ホームページや『With』でお知らせいたします。

ミュージアムショップは平日（10：00～16：00）OPENしております。詳細につきましては電話（TEL：022-717-3318）でお問い合わせ下さい。

通信教育部から

次号の『With』77号に掲載する皆様からのご投稿の原稿締切は7月13日で、8月1日発行予定です。ご投稿をお待ち申し上げます。

レクリエーション・インストラクター資格取得課程について

日本レクリエーション協会より、本学通信教育部がレクリエーション・インストラクター養成課程認定校として認定を受けることができました。下記のカリキュラム表にそって3科目の必修科目といずれかの実習を含む4科目を単位修得し、協会に登録（登録申請と公認料・登録料が必要）すればレクリエーション・インストラクターの資格が取得できます。ただし、課程履修費用、科目の内容、スクーリングの日程、事業参加の方法等については次号の『With』でご案内の予定です。

なお、スクーリング開講の日程上、平成24年3月までにすべての科目を履修し終わることはできません。また、今回の追加履修登録ではレクリエーション概論・実技・事業は履修登録できませんのでご注意ください。10月生の新年度履修登録から履修可能予定です。

◆レクリエーション・インストラクターとは

公益財団法人日本レクリエーション協会制定の公認指導者資格です。さまざまな遊びのメニューと、技術を持ち、楽しさの体験を多くの人に提供していきます。

人と人との交流促進や、楽しさの体験に主眼をおいた技術指導や継続的に楽しむクラブ・教室・「市民サービス型事業」の企画・運営・実施を具体的に進める指導者です。

活動の場は幼児保育、学校教育の現場や福祉施設、医療機関、地域のボランティア活動など広がっています。

◆通信教育部おける資格取得のためのカリキュラム

系列	科目名称	配当年次	単位	履修方法	S単位
理論	■レクリエーション概論	2年以上	2	R or SR	1
実技	■レクリエーション実技	3年以上	2	SR	1
実習	△社会福祉援助技術現場実習	4年	4	実習科目	
	△社会福祉援助技術実習	4年	4	実習科目	
	△精神保健福祉援助実習	4年	6	SR + 実習科目	1
	△障害者(児)教育実習	3年以上	2	実習科目	
事業参加	■レクリエーション事業	3年以上	1	実習科目	

■＝資格取得にあたっての必修科目

△印＝実習のなかから1科目選択必修